

26消安第2743号
平成26年8月21日

近畿農政局消費・安全部長
中国四国農政局消費・安全部長
九州農政局消費・安全部長

宛

消費・安全局植物防疫課長

イネいもち病防除の徹底について

本年の水稲作において、7月下旬から8月中旬までの間、西日本では平年より低温、多雨、日照不足となったことから、イネいもち病が発生しやすい状態が続き、その結果、鳥取県、山口県及び佐賀県の3県が本病について発生予察警報を発表し、12県が注意報を発表している。

8月14日に気象庁が発表した「全般1か月予報」では、今後も西日本で同様の天候が続くと予想されていることから、本病の発生拡大が懸念される所である。

については、下記の事項に特に留意の上、貴局管内府県に対して、本病防除の徹底を御指導願いたい。

記

- 1 葉いもちの発生が多く、上位葉に病斑が見られる場合は、穂いもちの発生が懸念されるので薬剤防除を穂ばらみ期及び穂揃期に2回実施することが重要である。生育ステージにあわせて薬剤防除を徹底すること。
- 2 穂いもちの多発が予想される場合には、穂揃期7～10日後の追加防除を徹底すること。
- 3 本病の防除について、個々の農業者への周知徹底及びそれを支援するための体制の整備につき万全を期すること。
- 4 防除時期を逸しないため、雨間を見逃さず、また、降雨が続くようであれば雨間に散布を実施すること。